（前のページより続き）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**二九）　一三五

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**三〇）　一三六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件（**同**三一）　一三六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**三二）　一三七

○復興庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（**復興庁**三）　一三七

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**総務**二七四）　一三八

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**二七五）　一三九

○周波数割当計画の一部を変更する件（**同**二七六）　一三九

○電波法施行規則第二号及び第七号の四に規定する陸上移動局を定める件（**同**二七七）　一四〇

○無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ヘ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件（**同**二七八）　一四一

○五GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件等を廃止する件（**同**二七九）　一四一

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（**同**二八〇）　一四二

○携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二八一）　一四五

○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二八二）　一四六

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二八三）　一四六

○時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件（**同**二八四）　一四七

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル五Ｇの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二八五）　一四九

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二八六）　一五〇

○工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件（**同**二八七）　一五七

○外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（**同**二八八）　一五八

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（**同**二八九）　一五八

○無線局（移動する無線局を除く。）であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件の一部を改正する件（**同**二九〇）　一九一

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（**同**二九一）　一九二

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（**同**二九二）　一九三